

敷地内の緑地等について（国分寺市まちづくり条例より抜粋）

別表第3の4の項（敷地内の緑地等）

- (1) 建築物の敷地内の緑地及び空地(以下「緑地等」という。)は、別表第5に定める基準によること。
- (2) 国分寺崖線区域内における開発事業については、前号の規定により設ける緑地等を開発区域外の緑地等と連続する配置とすること。
- (3) 第1号の規定は、敷地の形状、建築物の用途等の理由により緑化等が困難であると特に市長が認める開発事業については、適用しない。
- (4) 緑地等の位置及び内容は、開発区域周辺の環境を踏まえたまとまりのあるものとし、良好なまちなみ景観の形成に配慮すること。
- (5) 開発区域内に既存樹木がある場合は、当該既存樹木の保全活用に努めること。

別表第5（敷地内の緑地等の基準）

開発区域の面積\区分	国分寺崖線区域内		国分寺崖線区域外	
	緑化・空地率	緑化率	緑化・空地率	緑化率
1,000 m ² 未満	20%以上	13%以上	15%以上	12%以上
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	25%以上	18%以上	20%以上	15%以上
3,000 m ² 以上	22%以上	15%以上	19%以上	12%以上

備考

- 1 緑化・空地率は、一戸建ての住宅の建築を目的とする開発事業については、適用しない。
- 2 緑化・空地率は、次の算式により算出された数値とする。

$$(\text{敷地内緑化面積} + \text{公開空地面積} + \text{屋上緑化等面積}) \div (\text{敷地面積}) \times 100 (\text{パーセント})$$
 公開空地面積とは、別表第3の6の項に規定する公開空地の面積をいう。
 屋上緑化等面積とは、屋上緑化面積(建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分を緑化した面積をいう。)、壁面緑化面積(建築物の外壁部分で、地上面に対して概ね垂直に設置された側面を緑化した面積をいう。)及びバルコニー緑化面積(建築物の側面で外部に突出し、又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分を緑化した面積をいう。)の合計をいう。
- 3 緑化率は、次の算式により算出された数値とする。

$$(\text{敷地内緑化面積}) \div (\text{敷地面積}) \times 100 (\text{パーセント})$$
- 4 敷地内緑化面積、公開空地面積及び屋上緑化等面積には、別表第2の2の項に定める基準により設置する公園等の面積は、含まない。